

令和 2 年 6 月 28 日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13623

研究課題名（和文）企業倒産における労働者の利害調整の実態に着目した人員整理に関する比較法的研究

研究課題名（英文）Study on the dismissals focusing on the actual situation of the interests of employees in corporate bankruptcy

研究代表者

戸谷 義治 (Toya, Yoshiharu)

琉球大学・人文社会学部・准教授

研究者番号：10643281

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：この研究は、企業倒産、特に再建型倒産において人員整理が実施される場合における労働者と倒産企業、及び当該企業の債権者との利害調整の在り方に着目して、当該人員整理の法規制の在り方を検討しようとするものである。

研究は、フランス法制との比較検討及び判例分析を中心に実施した。フランスにおいては、管財人（管理人）が倒産裁判所の監督の下で、人員整理に際しては労働者の代表者及び債権者との利害調整を実施する枠組を明らかにするとともに、日本法における調整枠組の不足を指摘することができた。

研究の成果は複数回の国際学会等の報告を含む学会等報告及び複数の論文として公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本においても大規模な企業倒産と倒産法制（会社更生法など）による再建が行われる例が見られるようになってきたところであるが、このような場合に、通常経営時の解雇規制がどのように適用しうるか（どのような変容を受けるか）は必ずしも明確になっていなかった。

研究を通じて、倒産時の解雇の法的性格を明らかにするとともに、通常時であれば会社（使用者）と従業員（労働者）の二項対立で検討すればよかつた関係を、会社と従業員と債権者という三者構造で検討する必要性を明確にし、以て公正な人員整理の在り方の基礎を提供することができる。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the way of adjusting interests between employees and bankruptcy companies and creditors of the companies when corporate restructuring is carried out in corporate bankruptcies, especially in company rehabilitations.

The study was conducted with comparing with the French legal system and case analysis. In France, under the supervision of the bankruptcy court, a trustee clarifies a framework for adjusting interests with representatives of workers and creditors, and the lack of the framework for the adjustment under Japanese law was point out.

The results of the research could be published as multiple academic conference reports.

研究分野：労働法学

キーワード：労働法 企業倒産 解雇 人員整理

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

これまでのフランス法制との比較を通じた研究を進める中で、人員整理が実施された後の裁判所の権限の問題だけではなく、計画(基準)策定段階における労働者(代表者)の参加と、それを通じた労働者と管財人、及び債権者(集団)との利害調整のあり方を明らかにすることが、解雇問題を含めた企業倒産時における労働関係のあり方を明らかにする上で不可欠であると考えに至った。すなわち、企業倒産に至ると使用者・労働者の二項対立から、債権者らを巻き込んだ対向状態が生じ、なおかつ労働者の利益が債権者等の利益を常に・全面的に凌駕するとも言いきれない。そうであれば、単なる手続き参加ではなく、一定の利害調整が必要になる。しかし、現行法制はそうした手続きを十全には準備していない。また、労働者の権利保護の観点からは労働事件裁判所が計画の合理性を審査できることが重要であるが、事後的に計画の一部を覆しうると言うことは、それまでの関係者の計画策定に向けた労力を無にし、法的安定性や手続的経済の点から見て必ずしも合理的ではない。そのため、解雇事件の出口である労働事件訴訟だけではなく、入口とも言うべき倒産手続の開始から計画策定までの労働者の位置づけを明らかにすることも同時に重要である。

これまでも、労働者の倒産手続き関与についてはいくつかの研究がなされ、また再建型倒産手続きにおける労働者の協力の必要性も指摘されている。しかし、単に手続きへの関与の制度だけではなく、債権者等、複数利害関係主体との利害調整や、通常時における労働者代表制度や団体交渉制度からの変容、そして上記利害調整がその後の解雇紛争を中心とする具体的紛争に与える影響について明らかにする必要がある。

### 2. 研究の目的

本研究では、上述のように、具体的な被解雇者選定に先立つ再建計画等による解雇基準の策定の段階における労働者その他の利害関係人との間の利害調整、及び当該利害調整について紛争を生じた場合における解決手段、そして策定された解雇基準が具体的な解雇紛争に及ぼす拘束力についてフランス倒産法制と比較しつつ、明らかにしようとするものである。

ここでは、大きく分けて3つの点に着目した検討が必要となる。

すなわち、第一に、労働者代表のあり方についてである。我が国労働法制においては、労働組合による代表を基本としつつ、事業場内で過半数の労働者を組織する組合が存在しないような場合における過半数代表による代表を想定している。倒産手続きにおいても類似の代表を規定するが、特に組合が存在しないまたは小規模である場合、必ずしも実効的に労働者の利害が代表されているか疑問が残る。労働者の集団としての代表のみならず、一種の代理とも言うべき、紛争当事者となった個別労働者の利害を代弁する代表者の存在も想定される(Panu Poutvaara, "Étude comparative sur les pouvoirs et la représentativité des représentants des salariés dans l'entreprise en France et en Allemagne, 2016, ifo institute) フランス法制が引き続き参考になるものと思われる。フランスの代表制度はむしろ種類が多くそれぞれの権限の範囲が不分明になる嫌いもあり、全面的に肯定しうるものではないにしても、企業倒産時における多様な労働者代表のあり方の類型として参考になる。

第二に、管財人のあり方についてである。管財人は、倒産企業の財産を管理し、経営を引き継ぐことから、労働者との間では使用者としての立場に立つ場合が多く、団体交渉の一方当事者ともなり得る。しかし他方で、管財人はまさに管財業務によって報酬を受けるのみであって、倒産企業に対して独自の(個人的な)利害を有していない。また、再建計画を主として作成する立場にあるのであって、労働関係を処理する場面における管財人の法的位置づけを明らかにすることが重要と言える。

第三に、倒産裁判所の権限のあり方についてである。これは、前述の過去3年間の研究の裏返しとも言えるが、適正な利害調整を前提とすれば、解雇基準を含む再建計画は一定の拘束力を持つことが手続的に経済的であり、また手続きに関与した関係者にとって法的安定性が確保されると言える。倒産手続きは私的整理とは異なって、最終的には裁判所による一種の裁判としてその処理が進められることから、そうした中において労働者の代表者はいかなる形で計画・基準を倒産裁判所において争い争うのかについて、債権者集団等との衡平をはかりつつ整序することが肝要となる。

### 3. 研究の方法

本研究で中心的な検討対象となる労働者代表法制、管財人の位置づけ、裁判所の権限のうち、特に前二者については実体面の運用実態を把握することが必要となる。日本及びフランスにおける学説及び判例の基礎的な調査を行うとともに、日仏において実務家に対する聞き取り調査等を行った。

本研究は、最終的には、企業倒産時に、倒産企業に関係する各種利害関係人間で如何に適正に利害調整をするのか、またそれが最終的な人員調整にどのような影響をもつのかについて、法解釈論上の位置づけを明らかにしようとするものではあるが、利害調整自体は裁判や法解釈その

ものではなく、現実の倒産手続においてどのように運用しているのかを知ることが必要となる。

また、同時に、通常時(倒産していない通常の経営状況)においても人員削減という場面は多々あり、その場合にも使用者と労働者との間で一定の調整がなされると言える。そのため、倒産に至らない状況における整理解雇についても、最近の判例動向を踏まえつつ、一定の整理を行う必要がある。

フランスについても、文献を用いての調査が中心となる。商事裁判所が担当する倒産手続において、利害調整局面における裁判所、管理人(我が国の管財人に相当する)、労働者集団とその代表者、及び債権者集団の関係を明らかにする。再建計画の策定は管理人が主導し、裁判所は後見的に管理人の策定した計画をチェックして承認を与える、手続の各段階において労働者代表(企業委員会)は裁判所からの意見聴取を受けるとともに、計画に異議があれば裁判所に対して不服を申し立てることができるし、通常裁判所で争うこともできる。このように、フランス倒産法における人員削減は裁判所の承認を前提とするが、それ以前に管理人は労働者代表や債権者からの意見聴取が義務づけられ、そこで調整がなされると指摘される。しかしながら、通常の裁判と異なり、倒産手続における各種の決定は判例集等に掲載されることはないため、実際にこれらを担当する裁判官や管理人からの情報収集が不可欠であると言える。

他方、日本法についても、文献による学説・判例の調査・検討と併せて、実務家に対する聞き取り調査等を実施する。上記の通り、倒産計画策定期間における実情については実際の運用を調査した。

#### 4. 研究成果

本研究の対象は、上述の通り倒産企業における被解雇者選定過程における利害調整のあり方についてである。

この点については、これまでも日本航空の会社更生に伴う人員整理事案を題材として、いくつかの検討を行ってきた。その中で、問題と中心となるのはいわゆる更生計画策定と労働者(集団)の関与のあり方についてである。すなわち、フランス法におけるそれは、原則として管理人が従業員代表及び債権者からの意見聴取を経て策定し、裁判所の承認によって確定される。その中では、再建後の企業のあり方が定められるが、そこには人員の配置も定められ、余剰人員は解雇の対象となる。ここでは、従業員代表は策定の段階でも意見を聴取され、承認にあたっても裁判所から意見を徴される立場にある。

翻って、日本では労働組合等は債権者集会での意見表明の権利が保障されているものの、そこで債権者(集団)と労働者(集団)との利害調整は基本的に予定されていない。それにもかかわらず、上記事案に関わる裁判やその後の議論の中で、更生計画が人員整理の必要性を基礎づけることが受け入れられつつある。

このように、適正な利害調整を経ていないことに加え、労働組合や労働者代表の倒産手続きへの関与がパッチワーク的に形成され、必ずしも整合的な制度設計となっていないことなどを明らかにし、後述の通り論文等として公表したところである。

また、管財人の法的性質についても検討を進めた。この間、租税法の分野では、給与の源泉徴収等との問題において、破産者村角建設株式会社破産管財人(源泉徴収納付義務不存在確認請求)事件判決(最二小判平23.1.14判時2105号3頁)が出されて、その使用者性が否定されるなど議論の進展が見られた。しかし、労働法の分野においてはなお必ずしも通説が形成されているとは言いがたく、この点についても、一定の整理を行い、後述の通り成果を公表することができた。

このほか、付随的な成果として、事業譲渡などの倒産に至らない状況における人員整理についても検討を行うことができ、成果を公表することができた。また、今回の科研費では、合同で国際シンポジウムを開催するなど、研究者の交流を通じた成果の公表と議論を推進することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 5
2. 論文標題 団交拒否	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本労働法学会編・講座労働法の再生	6. 最初と最後の頁 265-286
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 2
2. 論文標題 会社から契約を更新しないといわれたら？	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 18歳から考えるワークルール	6. 最初と最後の頁 86-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸谷義治	4. 巻 260
2. 論文標題 有期契約労働者に対する期間途中解雇の効力～ジューエル（保全異議）事件	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 240-241
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 日本における「働き方改革」と従業員代表制度
3. 学会等名 第4届臺日法學國際檢討會（招待講演）（國際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 企業の縮小局面における労使の協議・合意形成と人員調整
3. 学会等名 東アジア法哲学会第11回大会（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 総括コメント（日本・台湾における労働・社会立法の動向）
3. 学会等名 日台法学研究シンポジウム第5回大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 企業の倒産と労働契約の帰趨
3. 学会等名 国学・専修労働判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 時間外労働手当に関する合意の在り方
3. 学会等名 北海道大学労働判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 異種法人間の事業譲渡と労働契約の帰趨
3. 学会等名 琉球労働法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 事業譲渡に伴う労働契約の承継と労働条件
3. 学会等名 北海道大学労働判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸谷義治
2. 発表標題 非正規労働者と団結権保障
3. 学会等名 第3回日中雇用・労使関係シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 本久洋一、國武英生、中川純、斉藤善久、小宮文人、高橋賢司、戸谷義治、小山敬晴、南健悟、古賀修平、大石玄、淺野高宏、北岡大介、新谷真人、辻村昌明	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 292
3. 書名 労働法の基本	

1. 著者名 石井智章、濱口桂一郎、龍井葉二、高須裕彦、花見忠、小玉潤、戸谷義治、山下昇、阿古智子、梶谷懐、常凱、鄭小靜、范困、劉誠、王晶、呂学静、曹霞、崔勲、瞿皎皎	4. 発行年 2019年
2. 出版社 御茶の水書房	5. 総ページ数 271
3. 書名 日中の非正規労働をめぐる現在	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----